



目次	ページ
規則	
◎高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則	1
告示	
◎告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正（港湾・海岸課）	1
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（ 〃 ）	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号
高知県介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則

高知県介護支援専門員の登録等に関する規則（平成18年高知県規則第80号）の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「60日前」を「90日前」に改める。
別記第2号様式注4を削り、同様式注5を同様式注4とする。
別記第4号様式注を次のように改める。
注 「登録番号」欄は、現在交付を受けている介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書若しくは介護支援専門員の登録をした都道府県知事の登録通知書に記載されている登録番号を記入してください。
別記第9号様式注3及び別記第10号様式注3を削る。
別記第13号様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。
別記第14号様式注3を削り、同様式注4を同様式注3とする。
別記第15号様式注2を削り、同様式注3を同様式注2とする。
別記第16号様式中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第214号

平成6年5月高知県告示第262号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

2を次のように改める。

2 戸原海岸

(1) 基準点

- ア 高知市春野町東諸木字国門山4215番2地先に設けた点（基準杭）を基準点1とする。
- イ 基準点1から方位角254度06分24秒85.728メートルの点（基準杭）を基準点2とする。
- ウ 基準点2から方位角248度38分51秒345.639メートルの点（基準杭）を基準点3とする。
- エ 基準点3から方位角245度58分43秒296.225メートルの点（基準杭）を基準点4とする。
- オ 基準点4から方位角245度57分28秒289.998メートルの点（基準杭）を基準点5とする。
- カ 基準点5から方位角244度01分41秒223.685メートルの点（基準杭）を基準点6とする。
- キ 基準点6から方位角244度09分15秒370.873メートルの点（基準杭）を基準点7とする。
- ク 基準点7から方位角244度36分47秒312.652メートルの点（基準杭）を基準点8とする。
- ケ 基準点8から方位角236度40分31秒85.066メートルの点（基準杭）を基準点9とする。
- コ 基準点9から方位角246度49分29秒205.362メートルの点（基準杭）を基準点10とする。
- サ 基準点10から方位角240度30分17秒252.024メートルの点（基準杭）を基準点11とする。
- シ 基準点11から方位角239度49分56秒215.844メートルの点（基準杭）を基準点12とする。

(2) 補助点

- ア 基準点1と基準点12との間の海上に基1Aから基13Aまでを仮設定する。
- イ 基準点1と基準点12との間の陸側は、県道と民地との境界とし、基1の1Bから基18Bまでを設定する。
- ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
基1A 基準点1から方位角151度23分35秒500.000メートルの点

- 基2A 基準点2から方位角161度22分38秒500.000メートルの点
- 基4A 基準点4から方位角155度58分35秒500.000メートルの点
- 基6A 基準点6から方位角154度01分03秒500.000メートルの点
- 基9A 基準点9から方位角146度45分01秒500.000メートルの点
- 基12A 基準点12から方位角149度49分56秒500.000メートルの点
- 基13A 基準点12から方位角170度50分59秒463.258メートルの点
- 基1の1B 基準点1から方位角331度23分29秒26.000メートルの点
- 基1B 基準点2から方位角281度55分20秒30.275メートルの点
- 基2B 基準点2から方位角256度46分40秒127.279メートルの点
- 基3B 基準点2から方位角252度25分23秒197.428メートルの点
- 基4B 基準点3から方位角337度18分49秒12.201メートルの点
- 基5B 基準点4から方位角335度58分04秒12.200メートルの点
- 基6B 基準点5から方位角334度59分33秒12.700メートルの点
- 基7B 基準点6から方位角334度05分35秒19.100メートルの点
- 基8B 基準点7から方位角334度23分07秒15.200メートルの点
- 基9B 基準点8から方位角330度38分42秒13.000メートルの点
- 基10B 基準点9から方位角331度45分05秒14.899メートルの点
- 基11B 基準点10から方位角333度39分57秒14.100メートルの点
- 基12B 基準点11から方位角330度10分10秒13.999メートルの点
- 基13B 基準点12から方位角329度50分08秒20.000メートルの点
- 基14B 基準点12から方位角243度35分28秒53.227メートルの点
- 基15B 基準点12から方位角227度23分36秒67.230メートルの点
- 基16B 基準点12から方位角210度43分37秒99.047メー

トルの点
 基17B 基準点12から方位角192度57分58秒107.083メートルの点
 基18B 基準点12から方位角170度45分48秒56.712メートルの点

(3) 区域
 基準点1、基1Aから基13Aまで、基18Bから基1Bまで、基1の1B及び基準点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第215号
 平成17年10月高知県告示第679号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
 平成26年3月31日
 高知県知事 尾崎 正直

3を次のように改める。

3 指定の区域

(1) 点の位置

ア 基準点
 基準点1 高知市春野町仁ノ字小松崎3868番地4地先

イ 補助点
 基7A 基準点1から方位角141度00分00秒250.000メートルの点
 基6A 基7Aから方位角59度00分00秒680.000メートルの点
 基5A 基6Aから方位角350度51分40秒176.004メートルの点
 基4A 基5Aから方位角307度37分16秒125.022メートルの点
 基3A 基4Aから方位角309度04分01秒13.251メートルの点
 基2A 基3Aから方位角313度24分41秒12.956メートルの点
 基1A 基2Aから方位角336度33分57秒91.065メートルの点
 基1B 基1Aから方位角344度25分01秒27.882メートルの点
 基2B 基1Bから方位角216度07分30秒16.106メートルの点
 基3B 基2Bから方位角154度34分26秒2.902メートルの点
 基4B 基3Bから方位角219度43分31秒13.060メートルの点
 基5B 基4Bから方位角220度09分21秒14.620メートルの点
 基6B 基5Bから方位角137度52分09秒1.187メートル

の点
 基7B 基6Bから方位角229度38分08秒20.981メートルの点
 基8B 基7Bから方位角229度40分59秒49.461メートルの点
 基9B 基8Bから方位角229度35分33秒138.703メートルの点
 基10B 基9Bから方位角236度06分37秒109.196メートルの点
 基11B 基10Bから方位角219度53分33秒52.336メートルの点
 基12B 基11Bから方位角243度28分03秒96.809メートルの点
 基13B 基12Bから方位角238度32分21秒52.353メートルの点
 基14B 基13Bから方位角225度51分38秒32.063メートルの点
 基15B 基14Bから方位角201度06分15秒25.498メートルの点
 基16B 基15Bから方位角203度48分26秒106.280メートルの点

(2) 区域
 基準点1、基7Aから基1Aまで、基1Bから基16Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

教育委員会規則

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成26年3月31日
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第19号
高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 第5条第7項中「二等機関士」を「二等機関士、甲板長、操機長、司厨長、甲板次長、甲板員、機関員、司厨員」に改める。
 第6条中「必要と」を「必要があると」に改める。
 第6条の2第3項中「について」を「に関し」に改める。
 第12条第1項及び第13条中「必要と」を「必要があると」に改める。
 第18条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改める。
 第19条第6号中「その他必要と」を「前各号に掲げるもののほ

か、必要があると」に改める。
 第21条第2項第2号中「親睦」を「親睦」に改める。

附 則
 この規則は、平成26年4月1日から施行する。